

株式会社変更登記申請書¹

1. 商号 ABC 株式会社

1. 本店 東京都港区六本木五丁目 4 番 3 号²

1. 登記の事由

取締役、代表取締役及び監査役の変更

1. 登記すべき事項

平成 27 年 5 月 27 日 取締役 鈴木一郎 重任

同日 取締役 山田太郎 重任

同日 取締役 田中花子 重任

同日 東京都港区六本木五丁目 4 番 3 号六本木ビル 201 号室

³

代表取締役 鈴木一郎 重任

同日 監査役 佐藤正男 重任

1. 登録免許税

金 1 万円⁴

1. 添付書類

株主総会議事録 1 通

取締役会議事録⁵ 1 通

取締役及び監査役の就任承諾書は株主総会議事録の記載を、代表取締役の就任承諾書は取締役会議事録の記載を援用する。⁶

上記のとおり登記の申請をする。

¹ 法務局には、登記申請書＋収入印紙貼付用台紙＋添付書類の順番でホチキス止めしたものを提出します。なお、登記申請書と収入印紙貼付用台紙には、会社代表印で割印をします。

² 会社の本店所在地を、現在登記されているとおりに記載します。

³ 代表取締役の住所を、現在登記されているとおりに記載します。

⁴ 資本金の額が 1 億円を超える会社の場合、登録免許税は 3 万円となります(資本金の額が 1 億円の場合は 1 万円です。)

⁵ 代表取締役を選定した取締役会議事録を添付します。

⁶ 選任された役員の就任承諾文言が議事録に明記されていて、就任承諾書の添付を省略することができる場合にはこの一文を記載します。

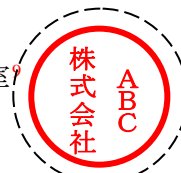
平成 27 年 5 月 29 日⁷

東京都港区六本木五丁目 4 番 3 号⁸

申 請 人 ABC 株式会社

東京都港区六本木五丁目 4 番 3 号六本木ビル 201 号室⁹

代表取締役 鈴木 一郎



会社代表印



捨印

東京法務局港出張所 御中¹⁰

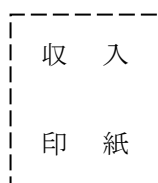
⁷ 変更日(就任日)から 2 週間以内に登記申請を行う必要があります。

⁸ 会社の本店所在地を、現在登記されているとおりに記載します。

⁹ 代表取締役の住所を、現在登記されているとおりに記載します。

¹⁰ 管轄法務局を記載します。

収入印紙貼付用台紙¹¹



¹¹ 収入印紙には消印をしてはいけません。

<添付書類>¹²

- ・ 株主総会議事録(取締役及び監査役を選任したもの)
- ・ 取締役会議事録(代表取締役を選定したもの)

¹² 法務局に提出した書類は原則として返ってきませんので、登記用原本を別に作成するか、「原本還付」というコピーを提出する方法で申請すると良いでしょう。なお、原本還付の方法については管轄の法務局にお問い合わせ下さい。